

補助金情報「締め切り、迫る！2次公募(追加公募)のご案内」

◆「IT導入補助金」って何ですか？

中小企業・小規模事業者等がITツール(ソフトウェア・サービス等)を導入する経費の一部を補助することで、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を図ることを目的としています。経済産業省が選定した(一社)サービスデザイン推進協議会が事務局となり、補助金の指導・監督・交付決定を行います。

なお、IT導入補助金は、ソフトウェア・サービス等を提供する「IT導入支援事業者(ベンダー)」とITサービスを導入する「補助事業者」の双方が対象となります。



◆具体的には、どんな経費が対象になるの？

具体的には、①物流業者などが行う「商品の在庫管理」「商品の配送状況をリアルタイムで把握」や、②小売業・飲食業などが行う「予約状況の管理」「顧客の好み・アレルギーの把握」を行うためのITツールの導入が対象となります。また、医療法人や社会福祉法人・NPO法人(介護事業・児童福祉事業)などが行う「患者・利用者の電子カルテの共有」なども対象になります。

補助率は、2/3以下で、補助額は、上限100万円(下限20万円)となっています。なお、補助対象経費は、ソフトウェア・サービス導入費であり、ハードウェアは含みませんので、ご注意下さい。

◆ITサービスの提供側「IT導入支援事業者」となるには？

今回、IT導入補助金が補助対象となるには、まずはミラサポを通じて、IT導入支援事業者としての申請を行い、採択される必要があります。その後、採択事業者自身がITツールを登録することでIT導入補助金の補助対象ITツールとして登録が完了します。

IT導入支援事業者としては、中小企業の実績向上のために自社のITツールを展開する絶好のチャンスとなります。なお、登録申請は、5月31日(水)が締め切り予定です。

◆ITサービスの導入側「補助事業者」の申請の流れは？

IT導入補助金の特長のひとつが、ITサービスの導入側「補助事業者」の交付申請手続きです。通常、補助金の申請は、事業者自らが作成・申請を行いますが、IT導入補助金は、ITサービスの提供側「IT導入支援事業者」が代理で申請を行います。

なお、交付申請(代理申請)は電子申請で行い、締め切りは、6月30日(金)17時です。

ITツール・サービスの提供側、導入側の双方にとって、活用メリットのある補助金となっています。ご不明点等がございましたら、サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター(TEL:0570-013-330)、またはリタネッツ事業協同組合(TEL:048-658-8881)までお問い合わせください。

◆「小規模事業者持続化補助金」って何ですか？

平成28年度第2次補正予算で実施された小規模事業者持続化補助金の2次公募が始まっています。締め切りは、5月31日(水)で、採択結果の発表は、7月上旬を予定しています。

この「小規模事業者持続化補助金」は、小規模事業者の事業の持続的発展を後押しするため、小規模事業者が商工会・商工会議所の支援を受けて経営計画を作成し、その計画にそって取り組む販路開拓等を支援するものです。

◆具体的には、どんな経費が対象になるの？

具体的には、「①店舗の内装工事を行い、より多くの顧客が利用できるようなレイアウト変更を実施する」、「②新たに出前を開始したことをPRするチラシの作成、配布を実施する」、「③商品の梱包・パッケージを刷新し、ブランド力を向上させる」取組みが対象となっています。

補助率は、2/3以内で、補助額は、上限50万円となっています。なお、今回の追加公募では、一般型(平成28年11月4日公募開始)のような「補助上限額100万円への引き上げ」は実施されませんので、ご注意下さい。

◆小規模事業者持続化補助金の対象者(業種・規模)は？

各業種別の補助対象者は以下の通りです。

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

IT導入補助金、小規模事業者持続化補助金のいずれかを実施される場合の大切な注意点は、交付決定前(採択前)に契約・導入し、発生した経費は補助対象となりませんので、必ず、交付決定を受けた後、補助事業を開始するようお願い致します。